第十四条の三第一項中「三年間」を「五年間」に改め、同条第二項中「の絶対的効力」を削る。

第十五条に次の二項を加える。

10　税関長は、第六十九条の十一（輸入してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港に入港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項（許可）、第百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）又は第百三十条の二（本邦内で発着する旅客等の運送）の許可を受けた者（以下「航空運送事業者」という。）が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該外国貿易機の入港の前に、当該外国貿易機に係る予約者（航空券の予約をした者をいう。以下同じ。）、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

11　前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第十五条の三に次の二項を加える。

4　税関長は、第六十九条の十一（輸入してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港に入港しようとする特殊航空機（特殊船舶等のうち航空機であるものをいう。以下同じ。）であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の入港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

5　前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第十八条の二第三項中「特殊船舶等のうち航空機であるもの（次項において「特殊航空機」という。）」を「特殊航空機」に改める。

第二十条第一項中「除く外」を「除くほか」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「因り」を「より」に、「附して」を「付して」に改め、同条に次の二項を加える。

3　税関長は、第六十九条の十一（輸入してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、不開港に入港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該外国貿易機の入港の前に、当該外国貿易機に係る予約者、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

4　前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第二十条の二に次の二項を加える。

4　税関長は、第六十九条の十一（輸入してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、不開港に入港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の入港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

5　前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第三十条第一項第四号中「（輸入を許可された貨物とみなすもの）」、「（信書等に係る郵便物についての規定の準用）」及び「（郵便物等の差押え）」を削り、同項第五号中「第六十七条の三第二項」を「第六十七条の三第一項」に、「に規定する特定輸出申告を行い」を「の規定による輸出申告が行われ」に、「特定輸出貨物」を「特例輸出貨物」に改める。

第四十一条中「特定輸出貨物」を「特例輸出貨物」に改め、「（許可の失効）」及び「（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）」を削る。

第四十三条の三第三項中「時期」を「手続」に改める。

第六十三条第一項中「特定輸出貨物」を「特例輸出貨物」に改める。

第六十七条中「関税暫定措置法第八条の二第一項第二号（特恵関税等）に規定する特定鉱工業産品等であつて同項」を「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下この条及び次条第二項第二号において「メキシコ協定」という。）第五条1（メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。）」に改める。

第六十七条の二の見出しを「（輸出申告又は輸入申告の手続）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「輸出申告又は」及び「（保税地域又は第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所をいう。第一号において同じ。）」を削り、同項第二号中「関税暫定措置法第八条の二第一項第二号（特恵関税等）に規定する特定鉱工業産品等であつて同項」を「メキシコ協定第五条1（メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

輸出申告又は輸入申告は、輸出又は輸入の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等（保税地域又は第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所をいう。次項において同じ。）の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。

第六十七条の三第一項中「、輸出申告をする場合において」を削り、「の適用を受けないことを希望する旨の申出」を「にかかわらず、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対して輸出申告」に、「は、当該輸出申告については、同項の規定を適用しない」を「、第二号に掲げる者は、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない」に改め、同項第二号中「次項」を「第六項、次条第一項及び第六十七条の五」に改め、同項第三号中「次項及び第四項」を「第四項、次条第一項及び第六十七条の五」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　外国貿易船（これに準ずるものとして政令で定める船舶を含む。以下この項において同じ。）に積み込んだ状態で輸出申告をすることが必要な貨物を輸出しようとする者は、前条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより税関長の承認を受けて、当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸出申告をすることができる。